



金 沢 市 公 報

号外第24号

令和4年(2022年)6月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

| | | |
|--|-----|--|
| ◎ 目 次 | ページ | |
| ● 条 例 | | |
| ○金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例 (選挙管理委員会) | 1 | ○金沢テクノパークにおける企業立地の促進に関する条例の一部を改正する条例 (企業立地課) 5 |
| ○金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例 (税 務 課) | 1 | ○金沢市児童館条例の一部を改正する条例 (子育て支援課) 6 |
| ○金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部を改正する条例 (") | 5 | ○金沢市福祉健康センター条例の一部を改正する条例 (健康政策課) 6 |
| | | ○金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (市立病院) 7 |

条 例

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月22日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第25号

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例(平成6年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第6条及び第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第9条中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月22日

◎金沢市条例第26号

金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(金沢市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 金沢市税賦課徴収条例(昭和25年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第29条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第32条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第29条の2第6項を次のように改める。

- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第32条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第30条の8第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第32条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第32条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第32条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第38条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第43条の9第1号中「、次号」を「及び次号」に改め、「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）」を削る。

第57条の2中「事項の閲覧」の次に「（法第382条の4に規定する住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第57条の3中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

附則第6条の2の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第9条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改める。

附則第19条の4第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第20条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第21条の4の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第32条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第21条の4の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第32条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第21条の4の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第53条を削る。

（金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、金沢市税賦課徴収条例第32条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第19条第2項、第28条の2第1号及び第32条の3の3第1項並びに附則第4条の4第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中金沢市税賦課徴収条例第32条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第32条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第6条の2の2第1項及び第20条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第53条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中金沢市税賦課徴収条例第29条の2第4項及び第6項、第30条の8第1項及び第2項並びに第32条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第19条の4第2項、第21条の4の2第4項並びに第21条の4の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例附則第2条の改正規定に限る。）及び次条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中金沢市税賦課徴収条例第57条の2及び第57条の3の改正規定並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第32条の3の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第32条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の金沢市税賦課徴収条例（次項において「旧条例」という。）第32条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第32条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第32条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第32条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 前条第2号に掲げる規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例第57条の2の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法第382条の2第1項の規定に

よる固定資産課税台帳（同項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）に記載をされている事項の閲覧又は同法第387条第3項の規定による土地名寄帳若しくは家屋名寄帳の閲覧について適用する。

- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例第57条の3の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月22日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第27号

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部を改正する条例

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例（平成28年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年を」を「3年を」に、「第42条の4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」に、「同法第68条の9第8項第6号の中小連結法人」を「法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項の中小通算法人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の規定は、令和4年4月1日以後に新設し、又は増設した特別償却設備に係る対象固定資産に対して課する固定資産税について適用し、同日前に新設し、又は増設した特別償却設備に係る対象固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の第2条に規定する中小連結法人については、改正後の第2条に規定する中小通算法人とみなして、同条の規定を適用する。

金沢テクノパークにおける企業立地の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月22日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第28号

金沢テクノパークにおける企業立地の促進に関する条例の一部を改正する条例

金沢テクノパークにおける企業立地の促進に関する条例（平成3年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び試験研究開発事業」を「、試験研究開発事業及び特定製造業」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(5) 特定製造業 前3号に掲げる事業以外の事業（製造業に属する事業に限る。）のうち、機械、金属又は情報通信技術に関連する事業及びこれに類する事業で前条の目的の達成に資するものとして市長が認めるものをいう。

第3条第4号中「前3号」を「前各号」に、「又は試験研究所」を「、試験研究所又は特定製造工場」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 金沢テクノパーク内において、特定製造業の用に供する工場で、市長が別に定めるもの（以下「特定製造工場」という。）を新設し、又は増設した者 特定製造工場の新設又は増設に要した経費

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月22日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第29号

金沢市児童館条例の一部を改正する条例

金沢市児童館条例（昭和39年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条の表に次のように加える。

| | |
|-----------|-----------------|
| 金沢市立諸江児童館 | 金沢市北安江2丁目22番44号 |
|-----------|-----------------|

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 金沢市立諸江児童館の管理に関する業務を行わせるものを指定するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

金沢市福祉健康センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月22日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第30号

金沢市福祉健康センター条例の一部を改正する条例

金沢市福祉健康センター条例（平成9年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表金沢市泉野福祉健康センターの項中「金沢市泉野町6丁目15番5号」を「金沢市泉が丘1丁目2番22号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月22日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第31号

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1の摘要第1項中「特別施設使用料」の次に「及び非紹介患者初診加算料」を加え、「、この」を「この」に改め、「3,800円」の次に「と、「1,100円」とあるのは「1,000円」とし、同条の規定により非課税とされるもの以外のものにあつては同表の規定中「7,000円」とあるのは「7,700円」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年(2022年)6月22日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄